

該当箇所	意見
附則 第4項	ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく令和8年度の第二種負担金の徴収は令和8年3月分の年1回になることから、第二種負担金の額の算定に必要な回線数等の報告についても、当分の間、年度末の回線数を対象に年1回の報告とすることについて賛同いたします。また、事業者の報告に係る運用コスト等を考慮頂いたことに感謝申し上げます。

以上